

国際日本文化研究センター公印規則

平成 16 (2004) 年 7 月 1 日 制 定
令和 8 (2026) 年 7 月 31 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、人間文化研究機構公印及び電子署名規程（以下、「規程」という。）に定めるもののほか、国際日本文化研究センターにおいて使用する公印に関して必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及びその管守)

第 2 条 規程第 6 条に定める公印の種類、公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表のとおりとする。ただし、規程第 8 条の規定により、特別の用途に用いる公印にあつては、適宜その形式、寸法及び印材を定めることができる。

附 則

この規則は、平成 16 (2004) 年 7 月 1 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元 (2019) 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 (2026) 年 7 月 31 日から施行する。

別表

公 印 の 種 類	公印管守責任者	公印管守担当者
国際日本文化研究センター印	総務課長	総務課 総務企画係長
国際日本文化研究センター所長印		
国際日本文化研究センター運営会議議長印		
国際日本文化研究センター国際研究推進部長印		
国際日本文化研究センター管理部長印		
国際日本文化研究センター情報管理施設長印		
国際日本文化研究センター国際研究企画室長印		
国際日本文化研究センター総合情報発信室長印		
国際日本文化研究センター総務課長印		
国際日本文化研究センター財務課長印		
国際日本文化研究センター研究協力課長印		
国際日本文化研究センター情報管理課長印		
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長印 (認印)	財務課長	財務課 財務運用係長